○妊婦健康診査の公費負担の状況について（令和５年４月１日現在）【簡易調査】

※本調査は隔年に詳細な状況を把握するための調査を実施している（直近は令和４年度に実施、次回は令和６年度に実施予定）が、今回は、簡易的に実施したもの。

１．公費負担回数

全市区町村（１，７４１市区町村）で１４回以上助成

［令和４年４月時点　全市区町村（１，７４１市区町村）で１４回以上助成］

２．妊婦１人当たりの公費負担額の状況（詳細は別紙のとおり）

全国平均　１０８，４８１円

（注）公費負担額が明示されていない７８市区町村を除く１，６６３市区町村について集計。

［令和４年４月時点　１０７，７９２円（１，６４５市区町村）］

	＜市区町村数＞
①１２０，０００円～	３２７（１８．８%）
②１１０，０００円～１１９，９９９円	３８４（２２．０%）
③１００，０００円～１０９，９９９円	５９５（３４．２%）
④　９０，０００円～　９９，９９９円	２３４（１３．４%）
⑤　８０，０００円～　８９，９９９円	８３（　４．８%）
⑥　～　７９，９９９円	４０（　２．３%）
⑦公費負担額が明示されていない（無制限、上限なし）	７８（　４．５%）

３．妊婦に対する受診券の交付方法について（詳細は別紙のとおり）

	＜市区町村数＞
［受診券方式］	１，６０５（９２．２%）
［補助券方式等］	１３６（　７．８%）

※受診券方式とは、毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもの

※補助券方式とは、補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもので、毎回の検査項目は医療機関の判断によるもの

４．受診券方式で公費負担している１，６０５市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況（詳細は別紙のとおり）

	＜市区町村数＞
検査項目を全て実施	１，４６２（９１．１%）

［令和４年４月時点］

受診券方式で公費負担している１，５６３市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況

検査項目を全て実施	１，３４９（８６．３%）

別紙

妊婦健康診査の公費負担の状況について（令和５年４月１日現在）

都道府県名	市区町村数	受診券方式の自治体数	検査項目を全て実施	自治体割合	公費負担額（円）（平均）
北海道	179	170	166	97.6%	94,983※
青森県	40	35	35	100.0%	125,478※
岩手県	33	33	33	100.0%	117,557※
宮城県	35	35	35	100.0%	118,019
秋田県	25	25	25	100.0%	123,036
山形県	35	35	35	100.0%	102,400
福島県	59	59	59	100.0%	136,257※
茨城県	44	43	43	100.0%	104,073※
栃木県	25	25	25	100.0%	95,000
群馬県	35	35	35	100.0%	98,316
埼玉県	63	63	63	100.0%	102,190
千葉県	54	54	54	100.0%	109,000
東京都	62	62	56	90.3%	100,453
神奈川県	33	0	－	－	76,114
新潟県	30	30	30	100.0%	119,936※
富山県	15	15	15	100.0%	111,830
石川県	19	19	19	100.0%	140,642※
福井県	17	15	15	100.0%	110,900
山梨県	27	27	27	100.0%	98,120
長野県	77	77	77	100.0%	126,876※
岐阜県	42	42	40	95.2%	130,086※
静岡県	35	35	35	100.0%	100,728※
愛知県	54	51	50	98.0%	111,642
三重県	29	29	29	100.0%	112,910

都道府県名	市区町村数	受診券方式の自治体数	検査項目を全て実施	自治体割合	公費負担額（円）（平均）
滋賀県	19	19	19	100.0%	107,611※
京都府	26	26	26	100.0%	97,250
大阪府	43	26	26	100.0%	120,125
兵庫県	41	19	18	94.7%	104,236※
奈良県	39	3	3	100.0%	101,357※
和歌山県	30	30	30	100.0%	98,824※
鳥取県	19	19	0	0.0%	105,790
島根県	19	19	19	100.0%	108,770※
岡山県	27	27	27	100.0%	113,490
広島県	23	18	18	100.0%	105,546※
山口県	19	19	19	100.0%	116,939
徳島県	24	24	24	100.0%	133,108
香川県	17	17	17	100.0%	114,600
愛媛県	20	20	20	100.0%	92,595
高知県	34	34	34	100.0%	112,410
福岡県	60	60	0	0.0%	108,470
佐賀県	20	20	0	0.0%	101,620
長崎県	21	21	9	42.9%	100,344
熊本県	45	45	45	100.0%	103,560
大分県	18	18	0	0.0%	96,902※
宮崎県	26	26	26	100.0%	110,047※
鹿児島県	43	40	40	100.0%	102,978※
沖縄県	41	41	41	100.0%	99,100
合　計	1,741	1,605	1,462	91.1%	108,481※

注 公費負担額の平均は、都道府県内全市町村を対象に算出している。

※公費負担額が明示されていない市町村は除く

（ 参 考 ）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準
（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号）

第１　妊婦健康診査の実施時期及び回数等

１　市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。

イ　妊娠初期から妊娠23週まで　おおむね４週間に１回

ロ　妊娠24週から妊娠35週まで　おおむね２週間に１回

ハ　妊娠36週から出産まで　おおむね１週間に１回

２　市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第２　妊婦健康診査の内容等

１　市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。

イ　問診、診察等　妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとすること。

ロ　検査　子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長の検査を行うものとすること。

ハ　保健指導　妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとすること。

２　市町村は、１に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（ＡＢＯ血液型、Ｒｈ血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に１回
Ｂ型肝炎抗原検査	
Ｃ型肝炎抗体検査	
ＨＩＶ抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に１回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に１回
血算検査	妊娠初期に１回、妊娠24週から妊娠35週までの間に１回及び妊娠36週から出産までの間に１回
ＨＴＬＶ－１抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に１回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に１回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に２回、妊娠24週から妊娠35週までの間に１回及び妊娠36週から出産までの間に１回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に１回
Ｂ群溶血性レンサ球菌（ＧＢＳ）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に１回

第３　市町村の責務

１　市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。

２　市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。

３　市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。